

鹿島市地域商店街活性化支援事業による

令和6年度空き店舗等活用による新規出店者誘致事業 募集要項

この事業は、鹿島市が指定する地域（中心市街地、肥前浜宿、祐徳門前商店街）の空き店舗等を整備し、新たに独立・開業や支店または新事業の展開をしようとする者に対して、改装費の一部を補助することで空き店舗等への出店を促し、市内商店街等のにぎわいづくりによる魅力創出で、鹿島市の活性化に寄与することを目的とする。

尚、空き店舗等とは空き店舗・空き家・空き倉庫その他の空き物件とする。

1 応募資格

応募資格は、次のすべての要件を満たす法人または個人とする。

- (1) 鹿島市が指定する地域（中心市街地・肥前浜宿・祐徳門前商店街）の空き店舗等に出店する事業者であること。
- (2) 事業を3年以上継続することが見込まれ、原則週40時間以上の事業を行うこと。

※週末のみ営業等の部分営業は補助対象外

- (3) 空き店舗等に新たに独立・開業や支店開設または新事業を展開しようとする者であること。また、新たに開業する店舗は小売・飲食・サービス等、商店街の賑わいづくりに資する店舗でなければならない。（単なる事務所としての利用等は不可）
- (4) 市内の既存店舗を閉店し、新たに出店しようとする者でないこと。
- (5) 事業を開始する者（法人の場合は代表者）の年齢が18歳以上であること。
- (6) 事業に関する許可・認可等を受けている、または、受ける見込みがあること。
- (7) 市外に本店のあるフランチャイズチェーン店を出店しようとする者でないこと。
- (8) 出店しようとする空き店舗等において、風俗営業等の規制に規定する営業を行おうとする者でないこと。
- (9) 住所を有する市町村の市町村民税を滞納していないこと。
- (10) 空き店舗等の所有者と同一世帯員、生計同一者、三親等以内の親族でないこと。
- (11) 賃貸または購入し出店しようとする空き店舗等の所有者と同一の法人に属する者でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団に関係する者でないこと。
- (13) 過去に本事業による補助を受けていないこと。
- (14) その他本事業による補助金を交付することが公益上適当でないと認める業種は除くものとする。

2 補助率と補助対象経費等

- (1) 店舗改装費等の補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は1店舗につき100万円を限度とする。

なお申込み状況により、補助額が限度額に達しない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※備品スキームとは併用できません

- (2) 内装工事、外装工事、電気工事等建物に附帯するものを対象とする。尚、備品等の動産は含まないものとする。

3 対象となる空き店舗

- (1) 鹿島市が指定した地域（中心市街地、肥前浜宿、祐徳門前商店街）にある空き店舗等の空き物件であること。

- (2) 1階部分を店舗として利用すること。

4 募集期間

募集期間は令和6年4月1日（月）から令和6年4月30日（火）までの1ヶ月とする。

尚、5月以降については各月の月末を締切日として予算額に達するまで募集を続ける。

但し、特段の事情が無い限り令和6年12月27日（金）を以って募集期間は終了するものとする。

5 応募申請手続き

申込方法

提出書類に必要事項を記入の上、募集期間の最終日までに鹿島商工会議所に提出する。

なお、提出していただいた書類は本事業に限り使用し、返却はいたしません。

提出書類

- ・ 出店申込書（別紙様式1）
- ・ 空き店舗等新規出店開業計画書（別紙様式2）
- ・ 誓約書（様式第1号－別紙6）
- ・ 鹿島市地域商業活性化支援事業補助金交付申請書（別紙様式3）
- ・ 賃貸契約にかかる契約書またはそれに類する書類
- ・ 賃貸予定店舗の改装工事着手前写真
- ・ 店舗改装工事にかかる見積明細書（2社以上の見積書）
- ・ 市町村民税納税証明書
- ・ その他、決算書等審査にあたって必要な書類

6 資格・書類審査

提出していただいた書類等の審査を行い、資格要件を満たした場合は出店を認める旨を文面で通知します。

なお、審査結果をふまえ鹿島商工会議所は、鹿島市に令和6年度鹿島市地域商業活性化支援事業費補助金の交付を申請します。

7 応募にあたっての注意点

- ・ 応募申請後は、軽微な変更を除き内容の変更はできません。
- ・ 出店を採択された場合、補助金交付決定通知を受けた後工事着工となり、工事完了後に実績報告書を鹿島商工会議所に提出します。
なお、工事完了は令和7年2月28日（金）までに完了するものとします。未了の場合は補助金交付できない場合があります。
- ・ 申請内容に虚偽が発覚した場合には、補助金交付を取り消す場合があります。
- ・ 工事の発注や物件役務の調達を行う場合には市内企業と契約するよう努めて下さい。

8 提出及び問合せ先

鹿島商工会議所

住所 鹿島市大字高津原4296-41 電話 0954-63-3231

9 その他

申請者は、鹿島商工会議所会員に加入し、鹿島市・鹿島商工会議所等が行う各種行事に対して協力をお願い致します。

以上